フィリピンにおける安全対策 (安全の手引き)

2024年6月 在フィリピン日本国大使館

目 次

〔はじめに〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
〔日本出発前に/フィリピンに到着したら〕 ・・・・・・・・・・・・・・・2
I フィリピンにおける犯罪
2 犯罪の特徴
(1)窃盗 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(2)強盗 (3)殺人 (4)性犯罪 (5)誘拐 ・・・・・・・・・・・・5
Ⅱ 基本的な安全・防犯・事件・事故対策
1 基本的な心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
フィリピン人社会に溶け込む/犯罪を誘発する環境を作らない/他人や確認の難しい話を
安易に信用しない/生命と身体の安全を最優先に考える/個人情報の漏洩・拡散に注意する
2 住居・家庭での安全対策
【日頃の対策】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
【在宅時の注意事項】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 職場や公共施設等での安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 外出・交通機関利用時の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 自動車利用時の防犯対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 (
6 交通安全・事故対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 (
7 犯罪行為に関与してしまわないための注意・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
写真・ビデオ撮影/麻薬等違法薬物/賭博行為/売買春/喫煙・飲酒場所/
<u> </u>
Ⅲ 誘拐・脅迫対策
1 誘拐対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 4
2 脅迫対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
IV 健康と病気
(1)気候と健康 (2)水と食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(3)注意を要する病気 経口感染症(食中毒)/デング熱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
マラリア/住血吸虫症/ジカウイルス感染症/HIV感染・エイズ、性感染症・・・・18
▼ 自然災害やテロなどの緊急事態
1 自然災害 (1)台風 (2)地震 (3)火山活動・・・・・・・・・・19
2 7 1 7 7 7 7 8
3 緊急事態対策(平素からの準備・心構え) ・・・・・・・・・・・・・・・2 (
4 緊急事態発生時の対応と留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
【参考】緊急時の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【参考】緊急事態に備えてのチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・26

[はじめに]

海外に滞在する日本人にとっての生活上の主な関心事項は、「医療」、「子女教育」と並んで「安全」ではないかと思います。

フィリピンの犯罪発生率は減少傾向にありますが、日本に比べればかなり高く、スリ・置き引き、 睡眠薬強盗及び恐喝等の被害が在留邦人や旅行者から頻繁に報告されています。また、台風、地震、 火山活動等の自然災害の発生も少なくありません。ミンダナオ島中・西部など一部地域は、日本政 府は危険レベル3 (渡航中止勧告) と定めています。マニラ首都圏等やその他の地域においても、 テロ、その他の事案の発生に注意する必要があります。

多くの場合、適切な注意と対策により、被害を避けたり小さくしたりすることが可能です。この 手引きは、今日にも我々自身が直面する可能性のある不測の事態に、一体どのように備え安全を確 保するかという点につき、一般的な日々の安全(防犯)対策や、自然災害、大規模テロなどの緊急 事態発生時の対応などについて、解説しています。「情報の更新、交換、共有」に努め、常に「最悪 の事態を想定して対策を立てる」心構えをもって活用いただき、安全で充実したフィリピン生活を 過ごして頂ければ幸いです。

なお、外務省海外安全ホームページには、この「安全の手引き」のほか、中長期的な観点からその国の治安情勢等の目安をお知らせする「危険情報」、その国の「安全対策基礎データ」及び「テロ・誘拐情勢」等を掲載しています。そちらもあわせてご活用ください。

また3ヶ月以上滞在予定の場合の「在留届」や、短期旅行の際の「たびレジ」への登録(いずれもオンライン登録)をしていただくと、緊急時の連絡先を外務省・大使館と共有でき、メールによる安全情報もタイムリーに得ることができますので、あらためて提出・登録の有無を御家族や所属団体の関係者の分も含めてご確認ください。

情報収集は、安全対策の第一歩です。当館も引き続き注意喚起や情報提供に努めて参りますが、 同時に、ご自身や所属先の企業等におかれても、それぞれ情報収集に努めていただきますようお願 いいたします。

なお、この手引きについて、御意見、御質問などありましたら、当館領事班(電話:02-8834-7508 (領事班直通) 又はe-mail:ryoji@ma.mofa.go.jp) までお寄せください。

〔日本出発前に〕

1 海外旅行保険加入のお願い

フィリピンは、気候が温暖なこともあり過ごしやすく、事件や事故に遭わず健康なら快適に生活が送れますが、ひとたび何か不測の事態に巻き込まれると、各種制度が整っていないため、莫大な費用がかかったり、必要な治療や補償が受けられなかったりする危険があります。

- (1) 医療保険が整備されておらず、日本国内と同レベルの治療を受けると数百万円単位の費用がかかる場合があります。
- (2) 事故に遭った場合の補償が少なく、たとえば自動車保険の対人賠償が百万円未満の場合があります。
- (3) フィリピン国内で治療できない場合や、受け入れ先が見つからない場合、日本など他の国で治療を受けるために緊急移送しようとすると、数千万円単位の費用がかかる場合があります。 海外旅行保険の種類や補償はさまざまですが、一般に日本出発前にしか加入できないため、万一の場合に備え、十分な保険金額の海外旅行保険に加入した上で渡航されることを強くおすすめします。

2 予防接種

定期的に麻疹(はしか)の大流行があり、結核患者が多いので、特に乳幼児は事前に日本で予防接種を受けておくことが賢明です。その他、A型・B型肝炎、腸チフス、破傷風、日本脳炎、狂犬病、ポリオなどの予防接種をお勧めします。

その他、必要な予防接種等については、以下の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

◎感染症情報(https://www.forth.go.jp/)

3 「たびレジ」登録(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html)

「たびレジ」は旅先の最新の安全情報が日本語で届く、外務省の無料メール配信サービスです。 日本出発前から登録できます。またフィリピン滞在中に他の国に旅行する場合も登録をお勧めしま す。

[フィリピンに到着したら]

4 「在留届」提出(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html)

大使館や総領事館が、フィリピンに長期在留している日本人の連絡先を把握し、安否確認を含めてご連絡する場合の基礎となるのが「在留届」です。3か月以上滞在される場合は、上記URLを通じオンラインにより、お住まいの地域を管轄する大使館・総領事館に必ず提出してください。また、その後転居等により住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等が変更された場合にも、忘れずにお知らせください。

(参考) 管轄地域マップ: https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100577780.png

フィリピン(在セブ及び在ダバオの各総領事館の管轄地域を除く。) 在フィリピン大使館

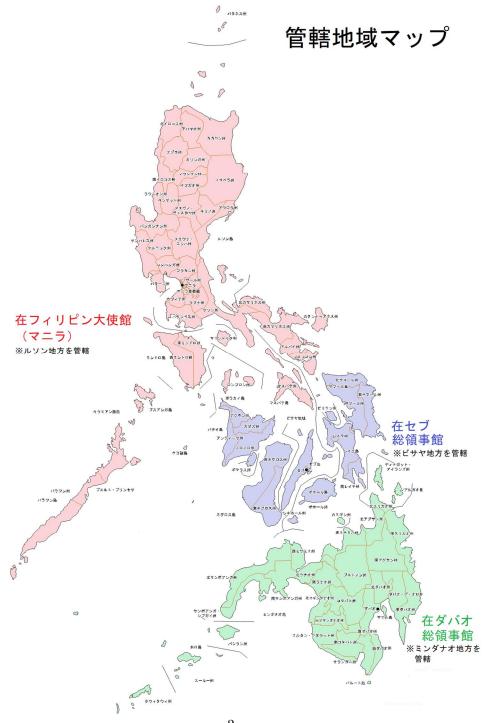
在セブ総領事館

アクラン州、アンティーケ州、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、西ネグロス州、 ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州、ビリラン州、東サマール 州、レイテ州、北サマール州、サマール州、南レイテ州

北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、ブキドノン 州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、ダバオ・デ・オロ州、北

在ダバオ総領事館

ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サランガニ州、 南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガッ ト・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バ シラン州、スール一州、タウィタウィ州



|I フィリピンにおける犯罪

1 発生件数

フィリピン国家警察 (Philippine National Police/PNP) が発表した全国犯罪統計によれば、2023年 (暦年) のフィリピン全土の犯罪発生件数総計は約20万件、日本と比較して強盗、殺人は3倍以上、不同意性交は4倍以上にのぼる件数となっています。

新型コロナウイルスの感染状況が改善し、各種規制が緩和された今の状況においては、犯罪件数の増加が懸念されます。皆様におかれては、犯罪者のターゲットにならないように努めることで、犯罪に遭う危険をある程度抑えられることから、日本との違いや主な犯罪手口や予防策等を理解し実行することが重要です。

2 犯罪の特徴

フィリピンでは、一般市民でも、警察への登録・許可制度に基づく合法的な銃の所持・携行が認められているほか、未登録の銃器や密造銃なども広く出回っているため、銃器による犯罪が発生しやすい環境にあります。また、犯罪を遂行するために過剰な手段をとる犯罪も多く、たとえば、2017年6月にマニラのニノイ・アキノ国際空港近くのリゾート・ホテルにおいて発生した、カジノを狙った強盗事件では、犯人グループが銃を乱射するとともに放火し、38人が火災で逃げ遅れて死亡しました。

罪種別の特徴は以下のとおりです。

ア窃盗

(ア) スリ・置き引き

マニラ首都圏では、スーパーマーケット、ショッピング・モール、公共交通機関(バス、ジープニー、トライシクル、国鉄、高架鉄道(LRT、MRT)等)利用時のスリ被害、ホテルやレストランでの置き引き被害が依然として多発しており、日本人も被害に遭っています。特に、財布、スマートフォン、タブレット端末、ウエストポーチ、セカンドバッグ等の窃盗被害が目立ちます。スーパーマーケットやショッピング・モール等の混雑した場所のほか、エスカレーターやエレベーター、列車の車両、小売店の通路といった狭い空間における集団による犯行が多いのも特徴です。

(イ) ひったくり

マニラ首都圏を中心に、主要都市の繁華街等の路上において、オートバイによる携行品のひったくり被害が発生しています。ひったくられた携行品を手放さなかったために転倒して怪我を負った例もあります。

(ウ) 物乞い他

マニラ市やセブ市の繁華街等で、急に子供たちに取り囲まれ、小銭等をせがまれて、気を取られている隙にバッグやウエストポーチの中から財布を抜き取られるケースが報告されています。子供たちは、比較的高齢の外国人を対象に犯行に及んでいるようです。

また、こうした子供たちに囲まれて困っているところを助けてくれた親切なフィリピン人に気を 許し、一緒に食事をしたところ、睡眠薬強盗の被害に遭ったとの報告も寄せられています。

イ強盗

(ア) 路上強盗

強盗に遭遇した際に、抵抗したり、逃げ出したりして射殺されるケースもたびたび起きています。 日本人の被害例は以下のとおりです。

○歓楽街等を歩行中、2~3人組の男達に金品を要求され、抵抗した際に発砲を受け負傷した。

〇通勤時、勤務先近くの路上で、銃器を持った犯人に待ち伏せされ、多額の現金の入ったバッグ を奪われた。

○乗り合わせたジープニーで拳銃を持った複数の強盗が乗り込んできて金品を強奪された。

(イ) 睡眠薬強盗

睡眠薬強盗事件の被害報告は、ほぼ毎月のように大使館に寄せられています。金銭的な被害にと どまらず、睡眠薬や精神安定剤等は、摂取量や体調によっては身体に重大な影響を及ぼすおそれが あります。旅行者に限らず、長期滞在者も十分に注意してください。主な手口(犯行の流れ)は次 のA~Dのとおりです。

- A ショッピング・モール、繁華街、公園、船着き場、観光名所等において、一見裕福そうな老若男女のフィリピン人が、単独、カップルあるいは家族連れを装って、観光案内を持ちかけたり、飲食店等の場所を訊ねたりするなどして、言葉巧みに日本人に近づく。
- B 日本人がこれに反応し、立ち止まって話を聞いていると、「親族が日本にいる」、「日本に興味があるので日本の話を聞かせてほしい」、「タガログ語を教えるから日本語を教えてほしい」等と畳みかけ、日本人の親切心に訴えてくる。
- C 日本人が意気投合したとみると、頃合いを見計らって「一緒に食事をしよう」などと誘い出し、タクシーでの移動中や、到着したレストランや自宅と称する建物等で、睡眠薬を混入させた食べ物・飲み物をすすめる(1日~数日行動を共にし、信用させた頃に犯行に及んだ事例も報告されている。)。
- D 昏睡させた後、所持品を盗み取る。更に、盗んだキャッシュカード、クレジットカードを使って現金を引き出す。

この他、同様の手口で日本人を誘い出し、目覚めたら「暴行された」などと言いがかりをつけ慰謝料を請求するケース、「いかさま賭博」に巻き込んで多額の現金・スマートフォン等をだまし取るケースもあります。

ウ殺人

フィリピンでは、毎年、日本人が殺人被害に遭っています(2023年:2件、2022年:2件、2021年:1件、2020年:1件、2019年:3件)。

殺人事件の多くは、フィリピン人との商売上のトラブルや、怨恨等に起因するものが多いと推察されます。また、外国人が、夜間に強盗に遭い、抵抗したり、突然逃げ出したりして射殺されるケースもたびたび発生しています。

工 性犯罪

フィリピン全土で年間約8,500件(日本の約3.2倍)の不同意性交事件が発生しています。外出時には露出度の高い服装を避け、単独や複数であっても女性のみでは行動しない等の注意が必要です。また自宅でも(高層階を含む)カーテンを開けたまま肌を露出しないよう注意してください。

Ⅲ 基本的な安全・防犯・事件・事故対策

上記Iでは、主な日本人の被害や防犯対策の事例等を挙げていますが、犯罪手口は日々変化しているため、新しい犯罪手口の被害に遭う可能性もあります。しかしながら、その手口は変わったとしても、犯罪の特徴を正しく理解し、その手口は常に一つでないことを理解した上で、相応の心構えをもっておけば、未然に犯罪被害を防いだり、怪我の防止に役立ったりすることもあると思われます。ここでは、主にフィリピンで長期滞在する方を対象として、犯罪に対する基本的な心構えや安全・防犯対策を詳細に説明していきます。

1 基本的な心構え

(1) フィリピン人社会に溶け込む

フィリピンでは、相手が誰であっても、公衆の面前で罵倒し、恥をかかせるといった行為はタブーとされています。たとえ自分の家族に対する暴力的な言動であっても、周囲からいやがられます。 従業員を他の従業員の面前で叱責したために暴行・脅迫を受けた例や、自分の配偶者や子を叱っていて他人から訴えられ、警察に逮捕された例もあります。

フィリピン人のプライドの高さを理解し、良好な人間関係の構築に努め、他人だけでなく知人、家族等に対しても、絶対に暴力的な言動をとらず、諍いや争いを避け、たとえ相手に非があっても恨まれないように日頃から行動することがもとめられます。金銭トラブルや男女問題等には特に注意してください。

(2) 犯罪を誘発する環境を作らない(犯行のチャンスを与えない)

自宅を含め、現金その他貴重品を持っていることが周りにわかるような行動を極力見せないよう に注意してください。

また、自分の名前、住所、電話番号、家族構成、スケジュールなどは必要な相手以外には知られないよう注意してください。行動パターンを単調にしないことも重要で、通勤経路・時刻や散歩時間のパターン化などを避け、意図的に経路や時間を変更するなど、行動を予測されないよう心がけてください。

(3) 他人や確認の難しい話を安易に信用しない

言葉や習慣に不慣れな外国人にとって、フィリピン人から親切に接してもらえると、つい信用しがちになりますが、その中には悪意を持って近づいてくる人もいます。中には悪人役とグルになって、外国人を信用させた後で犯罪に及ぶケースもあります。また、言葉が分からなくても、使用人を含め、フィリピン人に全てを任せないようにしてください(グルでなくても、任せたフィリピン人が相手と共謀する可能性があります)。特に注意すべき例は次の通りです。

ア 繁華街や観光名所等で言葉巧みに話しかけられても、狙われていると考えて相手の誘いに乗らない。

特に、日本語で話しかけてくる人物には、男女を問わず警戒する。

イ ストーリー仕立ての犯罪があることを十分理解し、たとえその出会いが自然に思えたとして も、知り合ったばかりの人の誘いにのって、飲食をともにしたり、その人の家に行ったり、泊 まったりしない。 ウ 家族の事故による治療・入院費用、入管での滞在査証延長手続きに必要な経費等を理由に振り込みを指示するような電話を受けた場合には、電話内容を安易に信じることなく、本人や所属先などにも事実関係を確認する。

(4) 生命と身体の安全を最優先に考える

凶器(特に銃器)を使用した犯罪が多いフィリピンでは、殺人目的でなくても、生死に関わる事態に発展する危険があります。仮に強盗などに襲われた場合は、相手が凶器を所持していると想定し、絶対に抵抗せず、生命と身体の安全を最優先に考え、落ち着いて行動してください。たとえば金品を要求されて、応じようとポケットやバッグに手を伸ばすと反撃すると誤解され攻撃される可能性もあるので、身体を動かすことなく「ポケットに入っている」などと口頭にて説明するか、指だけで差し示して犯人に取らせるようにしてください。

(5) Facebook、LINE や TikTok 等の SNS の使用に注意を払う

Facebook、LINE や TikTok といった SNS での詐欺が世界中で発生しています。フィリピンでも多くの SNS が利用されていますが、個人情報の取り扱いに注意する等、細心の注意が必要です。

(6) 個人情報の漏洩・拡散に注意する

フィリピンでは、個人情報の保護に関する法律は2012年に制定、2017年に施行されていますが、 その意識は希薄です。たとえば婚姻許可申請者の氏名・住所等が市役所に一定期間掲示されたり、 滞在許可申請者の情報が入国管理局のホームページに掲載されたりすることは一般的で、何らかの 事件・事故に巻き込まれた場合、警察等当局が当事者・被害者の氏名等を一方的に公表してしまう こともあります。制度や規範の違いが理由のため、具体的かつ有効な対策があるわけではないので すが、日本とはまったく異なることをあらかじめ十分理解して生活する必要があります。

2 住居・家庭での安全対策

【日頃の対策】

- (1) 鍵の管理・増設
- ○玄関等のドアの鍵の状態を定期的に点検するとともに、補助錠 (ドア・チェーン等) をつける。 ○鍵の管理をしっかり行い、万が一、紛失した場合には速やかに交換する。
 - (2) 家屋(マンション以外の独立家屋)の外周を点検する
- ○家の周囲に塀を乗り越える、あるいは2階への足場になるようなものが放置されていないか点検する。
- 〇隣接している建物が工事用の足場等を組んだときなどは特に目を配るよう注意する。
- ○クーラーを設置していないクーラー取付け口は、鉄又は厚い板等で厳重に閉めておく。
 - (3) 自宅は中に「安全室(パニック・ルーム)」を確保する
 - ア 賊が侵入したときに備え、家族が立て籠もれる安全室(パニック・ルーム。通常は電話等が 設置されている主寝室)を確保する(安全室は、施錠可能なドアのある部屋とし、補助錠をつ けておくとなおよい。)
 - イ 安全室内には、停電時でも使用可能な電話を設置(携帯電話可)するとともに、緊急連絡先 リストを常備する。(数日分の飲食品を用意できればなおよい。)
 - ウ 賊に侵入された場合に備え、手渡すためのある程度の現金を用意しておく。

(4) 使用人への接し方

○使用人や警備員(いずれもかつて雇用していた者を含む)が係わっている犯行が少なくないので、 平素から良好な人間関係の構築に努めるよう心がける。

〇住み込み、通いを問わず、使用人を通じて、自宅内の資産状況、調度品、所持品、旅行等による 不在等の情報が外部に漏れるおそれがあることを常に認識し、日頃から不必要な情報を伝えず、ま た口外しないように指導する。

○家族を含めた行動パターンが把握されているため、厳しく注意された場合、または解雇された場合などに脅迫や誘拐事件等を誘発するおそれがあることを認識し、日頃から温和かつ節度ある態度で接し、良好な関係を築くように心がける。

○見知らぬ者を勝手に室内に入れたり、招待したりしないように指導する。

○外部からの電話で、家族の連絡先を教えるように言われても、職場や携帯電話番号を教えず、電話をして来た者の氏名、所属先、電話番号、用件を聞き、家族から連絡する旨伝えるよう指導する。また、電話に出るときは不用意に名乗らず、また間違い電話に対しては、"Wrong Number (間違いです)"とだけ伝えて切るよう指導する。

【在宅時の注意事項】

(5) 施錠を心がける

ア 犯人の侵入口は、玄関はもとより、窓や使用人用の出入り口等、普段あまり点検しない場所 が多いので特に注意して施錠を小がける。

イ 確実に施錠されているか、気になったら人を頼らず自分自身で点検する。

(6) 来訪者の確認

- ア 来訪者がある場合には、事前に警備員・受付に来訪者氏名、訪問時間を知らせる。
- イ 玄関では、氏名、用件(訪問目的)を尋ね、「ドアスコープ」で確認してからドアを開ける。
- ウ 修理工、電気検査員等については、慎重に身元確認を行い、不審な点がある場合は、派遣元 に電話して身元を確認する。また、修理・検査時は、作業員から目を離さない。

(7) 在宅中に異変を感じた時

部屋を出て廊下などで犯人と鉢合わせたり、犯人の逃げ道を塞いでしまったりすると危害を 受ける可能性が高くなるので、確認のため直ちに部屋を出るようなことはせず、受付や警備員 等に連絡するなど慎重に行動する。万が一犯人と対峙した場合は、犯人を興奮させないため、 パニックにならずに平静を保つ。

(8) 帰宅時の注意事項

ア 帰宅時に侵入された形跡が認められる場合は、中に入らず速やかに警備員に連絡する。

イ 侵入が確認された場合には警察に通報する。住居内は、警察による捜査の為、そのままの状 況とし、むやみに手をつけたりしない。また、所属先へも忘れず通報する。

(9) 郵便物の受け取り

心当たりのない郵便物、小包等が届けられた場合には開封(開梱)せず、直ちに警備員に通報する。

3 職場や公共施設等での安全対策

- ○利用する施設の非常口、避難経路をチェックする。
- 〇所属先企業においては、防犯対策を見直し、日頃から狙われにくい環境を構築するよう努める。
- 〇周囲で発砲音等が聞こえた場合には、悲鳴をあげたり、叫んだりせず、避難経路から可能な限り すばやくその場を離れる。外に移動ができない場合には、直ちに安全な場所(遮蔽物の後ろ)に身 を隠す。
- 〇隠れる場所がない場合は、銃声の方向に足を向けて床に伏せるなど、できる限り身を低くする。 〇さらに放火される可能性も想定(多くの場合屋内の階段等が使用できなくなります)し、隠れ場 所にとどまることなく、避難のタイミングと退路を考えてください。

4 外出・交通機関利用時の安全対策

- 〇服装、持ち物は、華美なものをできるかぎり避け、なるべく目立たないものにする。
- ○ズボンの後ろポケットに財布や携帯電話を入れない。
- 〇外出時には、多額の現金、パスポート等の貴重品は必要がない限り持ち歩かない (パスポートコピーの携行を推奨)。
- 〇やむを得ず貴重品を携行する際には、1つのバッグに入れず分散して携行する。
- 〇特に財布と携帯電話は別々に持つようにする(奪われた時に連絡手段が全てなくなることを防ぐ ため)。
- 〇むやみに人前で財布やスマートフォン、タブレット端末等を取り出さない。
- 〇スマートフォンや携帯電話を操作しながら、音楽を聴きながら等「ながら歩き」はしない (周囲 への注意力が低下するため)。
- 〇狙いを定めて犯行に及ぶ犯人が多いことから、銀行、ATM、両替所等からの帰り道などは周囲の 状況に十分注意する。
- ○繁華街や乗り合いバスなど人混みの中では、常に用心し、バッグの中の財布の位置に気をつける (すぐ出せるところや、ズボンの後ろポケットからスリ盗られることが多い)。
- 〇混雑しているエレベーターやエスカレーターなど、身動きのとれなくなりそうな場所では特に注意する。
- 〇常に手荷物から目を離さない。
- ○薄暗い公園などや人通りの少ない路地等には近づかない・立ち入らない。
- 〇特に夜間の一人歩きはできる限り避ける。
- ○車と対向する側の歩道を選択し、できるだけ車道から離れた側の端を歩く。
- 〇バッグ等は車道と反対側に携行するか、身体の正面で持つように心がける。(肩掛け式のバッグを、たすきがけにすることが望ましい。リュックサック式のものは、背後からジッパーを開けられる、又は刃物で切り裂かれ財布等を奪われることがあるので注意。
- ○ひったくり犯はオートバイを使うことが多いため、被害に遭った場合は、身の安全を第一に考え、 抵抗せずバックから手を離す。
- ○移動の際は公共交通機関(LRT、バス、ジープニー等)の利用は極力避ける。
- ○タクシーを利用する際は、極力複数名で利用する。
- ○流しのタクシーは極力利用しない(店、ホテル等に呼んでもらう。)
- 〇比較的安全とされるGrabタクシーでも、完全には信用しない。
- 〇周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ 滞在時間を短くする等、その場の状況に応じた安全確保に努める。

〇ホイッスル・防犯ブザー等大きな音が出るものを身につけ、危険が迫っていると感じた場合に使用する。

○危険を感じたら、躊躇せず周りの人に助けを求める。逃げる際は悲鳴をあげ続け、明るい方向や 人がいる方向に逃げる。

〇万一被害にあった際は、相手が凶器を持っていることを想定して抵抗せず、また、急いでバッグ やポケットに手を入れたり、走り出したりするなどの突然の挙動を避ける。

〇見知らぬ人に軽々しくついて行かないよう、また提供されたもの(飲食店等においては、自分が 注文したものではないもの)を不用意に口にしないよう心がける。

〇初対面の人を信用せず、電話番号や連絡先を教えたり、また、相手が女性であっても不用意に共 に行動したりしない。

5 自動車利用時の防犯対策

以前は、車上狙いや車両強盗などの多くは、路上、特に繁華街やビル街の裏通り等の暗く、人通りの少ない場所で発生していましたが、最近では、繁華街、市街地、高級住宅街でも発生しています。また、銃器で運転手を脅して運転手や乗客ごと強奪する凶悪な事件も見られます。

- (1) 運転手に対しては、雇用の際に、履歴書、身分証、無犯罪証明、健康診断書(ドラッグ・テスト)等を提出させ、人物を確認した上で、次のような指導を徹底してください。
- ア 行き先、スケジュール等を安易に他人に言わない。
- イ 駐車中は車から目を離さず、駐車地点から断りなく離れない。
- ウ 駐車中に被害に遭った場合には、直ちに自らに一報させるとともに、警察に通報させる。
- エ 車を離れる場合は必ず施錠させる。
- (2) 停車中も走行中もドアは必ずロックし、窓を閉める。また、一時停止中などに、車両に近づいてきて、「タイヤがパンクしている。」とか、「車から火が出ている。」などと叫んで気を引こうとする人物がいた場合、または後続車から軽く追突された場合でも、絶対にその場で停車せず(車から降りず)、安全と思われる場所(人通りがある場所)まで移動してから確認する。
- (3) 駐車する場合は、できる限り警備員が配置されている駐車場を利用し、付近に不審な人物や車が止まっていないか常に目を配る。やむを得ず路上駐車する場合は、できるだけ明るく人通りの多い場所を選び、運転手を車外(十分見通せる場所)に待機させ、監視させる。
- (4) 車内には荷物(特に貴重品)を残さないようにしてください。運転手や警備員がいるからと安心して、荷物(パスポート、現金、クレジットカード等の入った財布、パソコン、自宅の鍵の入ったバッグ等)を車内やトランクに残し、短時間でも奪われる事例が報告されています。

6 交通安全 事故対策

【原則】

- (1)シートベルトを着用する。(フィリピンでは座席前後を問わず、乗用車はシートベルト着用が義務づけられています。)
- (2)「交通ルールは守る」、「スピードは控えめに」、「わき見運転をしない」、「ブレーキは早めに」、 「飲酒運転は絶対にしない」など、徹底して安全運転を心がける。(運転手にも指導する。))
- (3) 事故を起こした場合は、安全確保、人命救助、警察への連絡を必ず行う。)

(4) 加害、被害事故及び物損、人身事故等双方に対応できる保険に加入しておく。

【事故を起こした場合の具体的対応】

- (1)交通量の多い場所でも警察が来るまで車両を移動することはせず、身の安全を確保した上で、 負傷者の有無を確認する。(起こしてしまったことにショックを受けていると、人命救助がお ろそかになることもあるので注意。気を奮い起こし、落ち着いて冷静に行動する。)
- (2) 負傷者がいる場合は救護を最優先とし、救急車を手配する。
- (3) 相手の車の登録証及び運転免許証から住所、氏名及び連絡先を確認し、警察に通報する。(この時点で可能であれば事故現場を写真撮影する(証拠保全及び保険請求資料のため)。
- (4) 所属先の同僚、上司、家族、信頼できる友人等と速やかに連絡をとり、事故発生の事実、状況を通報する。(可能であれば、そうした信頼できる人に現場に来てもらう。)
- (5) 交通事故の概要を保険会社に連絡する。
- (6) 目撃者がいれば、証言内容、住所、氏名及び連絡先を控える。
- (7) 担当警察官の官職、氏名及び連絡先を確認する。
- (8) 過失の判断がつかない場合は、早計に過失を認めたり、謝ったりしない。ただし、こちらに 明らかな過失がある場合は、誠実に対応することも肝要。
- (9) 加害者として身柄を拘束されたら、家族、会社、弁護士、大使館等に連絡する。(※ 邦人が加害者となった事件では、通常、当局から大使館に通報されますが、連絡が遅れることもありますので、邦人保護ホットライン: 02-8551-5786) にお知らせください。
- (10)被害者との間で示談解決を図る場合、言葉の問題もさることながら、事故後の問題をできる限り排除する観点からも、弁護士を介して対応することが望ましい(弁護士が見つからない場合は、大使館ホームページ(https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000948.html)も参照してください)。

7 犯罪行為に関与してしまわないための注意

フィリピンに限らず、外国では、日本では罪にならないことが処罰されたり、日本よりも重い 刑罰が科されたりすることがあります。

(1)写真・ビデオ撮影等の禁止

空港や鉄道、軍・警察等の政府関連施設、各種立入禁止区域及びその周辺地域での撮影は 禁止と考え、撮影する場合は事前に当局者や係員に確認し許可を得るなど、慎重な行動を心 がけてください。

(2) 麻薬等違法薬物

現在フィリピンでは、国を挙げて覚醒剤などの違法薬物対策に取り組んでおり、これまで 以上に薬物犯罪の取り締まりが強化されています。外国人も例外ではありません。

興味を示さないことは当然ですが、繁華街の路地裏など麻薬・薬物犯罪の温床となるような場所には近づかない、見知らぬ人物から不審なもの(タバコ、高級茶葉と称される例が多い)を購入しないなど、違法薬物に関わらないよう細心の注意を払ってください。次の点にも留意してください。

ア 警察によるおとり捜査も実施されており、興味を示した観光客等が、密売人と思しき人物 から何らかの薬物を見せられ、これを手にした時点で現行犯逮捕されることもある。「ただ、 実物を見てみたかっただけなのに…」等の言い訳は通用しないので留意する。

イ 自分では気付かないうちに「運び屋」として利用される可能性もあるので、出国の際、見知らぬ人物又は知り合ったばかりの人物から、「〇〇氏へおみやげを持って行って欲しい。」などの依頼を受けた場合は、毅然とした態度をもってこれを断る。さらに、知らない間に手荷物に薬物等を入れられてしまうこともあるので、空港等においては手荷物の管理を徹底することが肝要です。

(3) 賭博行為

フィリピンでは、フィリピン娯楽賭博公社(PAGCOR)が運営する施設や公営競馬、公営闘 鶏などを除き、賭博は禁止されています。私的賭博行為は処罰の対象となり、違法賭博の取 締りに関する大統領令により、違法賭博に関する情報提供者には報償金が与えられるようで す。

違法賭博に関与した外国人は、身柄を拘束されるだけでなく、保釈されたとしても、その後の公判期間中は出国を停止され、有罪となれば、禁固刑を科されたり国外退去となったりする例もありますので、私的賭博に関わらないよう十分注意してください。

(4) 売買春

売買春はフィリピン刑法においても厳しい量刑が定められており、たとえば未成年者に対するわいせつ行為や売買春の勧誘や強要を行った場合、最高で終身刑等が科されることもあります。

フィリピンでは、売買春に絡む恐喝、いわゆる美人局(つつもたせ)や詐欺まがいの例に 巻き込まれる外国人旅行者が少なくありませんが、旅行者側にも遵法意識が欠けている例が 多く見られます。誘いに乗ることのないようくれぐれも留意してください。

(5) 喫煙·飲酒場所

フィリピンでは、全土において、指定された場所以外での喫煙(電子たばこ含む)・飲酒を禁じる大統領令が施行されており、警察官や自治体の係員等が厳格な取締り活動を行っています。歩行喫煙・飲酒や吸い殻のポイ捨て等を見とがめられると、通報を受け、初犯でも罰金が科されます。常にモラルある行動を心がけましょう。

(6) ぼったくりについて

フィリピンでは、相手が外国人と分かると法外な料金を請求するような業者は商店や飲食店 に限らず、弁護士や葬儀社等、多岐にわたりますので、十分な注意が必要です。

ただし近年フィリピンの物価・人件費等は上昇傾向にあり、高額だからと言って「ぼったくり」とは限りません。事前によく確認するとともに、見積書や請求書、領収書等で内訳を確認し、絶対に感情的にならず、不明な点があれば細かく店員に尋ねるなど、冷静な判断、対応に努めることも必要です。

(7)特殊詐欺

近年、フィリピンを含む東南アジアを中心とする海外において、特殊詐欺事件のいわゆる「かけ子」や「受け子」として犯罪に加担させられた結果、現地警察に拘束される事案が多く発生しています。

「海外で短期間に高収入」、「簡単な翻訳作業」といった、いわゆる闇バイトの謳い文句に誘われ、「海外旅行に出かけて小遣い稼ぎができる」といった安易な気持ちで海外に渡航した結果、 意図せず詐欺犯罪の加害者になってしまうケースがあります。こうしたいわゆる闇バイトに一 度加担してしまうと、「やめたい」と思っても、パスポートを取り上げられて軟禁状態となり、 また、自分自身や家族等の個人情報をもとに脅迫され、抜け出すことができないばかりか、組織内でのトラブルにより、暴行を受け重傷を負うなどのおそれがあります。

短期間で多額の報酬を得られるような仕事は、海外でも通常はないことを十分認識し、安 易にこうした求人に応募することがないよう、また、意図せず犯罪の加害者になることがな いよう、十分慎重に行動してください。

Ⅲ 誘拐・脅迫対策

1 誘拐対策

まずは狙われないことが重要です。「II 1. 基本的な心構え」に加えて、子供の送迎を使用人に任せない、家族を一人で外出させない、見知らぬ人の誘いにのらない、一人で外出しないなど、防犯の基本を心がけてください。さらに、自宅周辺や職場で不審な人物や車両を見かけたり、尾行や写真(ビデオ)撮影をされている気配を感じたり、無言電話や間違い電話等不審な電話が続いたりしたときは、地元の警察署あるいは大使館・総領事館に相談してください。

(1) 家族や会社関係者が誘拐された場合

常にあわてず、騒がず、落ち着いて行動することが肝要です。犯人側は交渉人を指定し、その相手との交渉を迫るでしょうが、独断は危険です。警察等関係当局との連携を念頭に置いて、最初はまず集められるだけの情報を集めるよう心がけましょう。初動の指針を以下のとおり説明します。

- ア 事件発生を認知したら、事件の性質に鑑み、事の真偽を問わず、外部への情報漏洩、不用意な発言等により事件解決に悪影響を及ぼすことを避けるため、情報共有できる関係者を絞り込むこと。(会社の場合、軽々に会議などを催さず、関係者のみで対応するよう心がけることが肝要。)
- イ 犯人側と話す機会があれば、相手を刺激しないよう注意しながら聞き出し、詳細なメモを作成する。その際相手が実際に人質を取っているかを探るため、人質を特定できる質問も準備しておく。
- (ア) 誘拐犯人(名前、組織名、性別、声質、背景の雑音、通話時刻、通話時間、わかれば電話番号等)
- (イ) 人質(氏名、生年月日、服装) および生存の確認
- (ウ) 受信者(氏名、人質との関係)
- (エ) 受信時刻及び提報内容(5W1H(誰が、誰を、いつ、どこで、なぜ、どのように)を確認)
- ウ あらためて犯人側との交渉役を決定する。電話での交渉に当たる人物は、多くの場合、犯人側から同一人物を指定されること、また交渉が長期に及ぶことなどを想定し、精神力の強い、落ち着いた、できる限り人質に近い人物を選定する。(この時点で可能であれば電話録音機を用意。また、犯人側との連絡の際、合い言葉を決めておくとよい。)
- エ 犯人側が「警察に知らせたら人質を殺す」などと脅してきても、独断では対応しない(身代金を払っても第二、第三の事件発生につながるおそれも高く、本当の解決にはつながらない)。 大使館から公的ルートを通じて治安当局の協力を要請するので、大使館・総領事館に報告、相談すること。
- (なおフィリピンでは、事件の性質を問わず、警察等が被害者等の氏名、住所、年齢等を公表しまうことがあります。大使館から当局に対しては、人命第一の慎重な対応に加え、人質や家族、被害企業等のみならず事件発生の事実も公表しないよう強く求めますが、関係者間でも注意してください。)
- オ (警察等関係当局の指示に従いながら、)原因や背景の考察、犯人像の絞り込みを行う。

- (2) 自分自身が誘拐された場合の対応
- ア 感情的にならず、抵抗・挑発せず、自重して無事過ごせるよう心がける。
- イ 犯人への同情を避ける(犯人側と長期間寝食を共にすることで犯人側への同情心が強くなり、救出される際に逃走の努力を忘れ、怪我したり命を落としたりする人質もいる由)。心の 平静と精神的バランスに注意し、自問自答を繰り返すことが必要。
- ウ 犯人側の動きは救出部隊の観察下にあると想定し、常に突然の突入に備える。

2 脅迫対策

フィリピンでは身近に発生している犯罪のひとつですが、用意周到に計画されたものから、 いたずら電話に近いものまで、脅威の程度は様々です。ただし簡単に真偽(信憑性)のほどを 判断せず、また相手の要求をそのまま受け入れることもしないで、大使館または警察等関係当 局に相談してください。

(1) 真偽(信憑性)の判断基準

- ア こちら側の落ち度や欠点を指摘し、これを脅迫・恐喝の理由としている場合、事案の信憑性は高い。また、その理由によって犯人像の絞り込みが可能となるケースが多い。
- イ 要求が具体的で明確な場合、そしてその要求に従わない場合の宣告が示される場合は、単なる嫌がらせでない可能性がある。要求の内容によっては犯人像(組織)の絞り込みが可能となるケースもあり、金銭でない場合は、信憑性は高い。
- ウ なお爆破予告のように時間的余裕がないケースについては、事案の真偽を問う前に、まず 避難するか、避難の経路と手順の確認しておく。

(2) 事件発生時の初動体制

- ア 事件認知後、速やかに関係者の限定を図る。また大使館、警察等関係当局に連絡する。
- イ 内容、日時、送信者(電話の場合は氏名、性別、声質、背景の雑音等、通話時刻、通話時 間等)、受信者を確認し、詳細なメモを作る。
- ウ 交渉役を設定し、電話録音機などを用意。犯人側との連絡の際の合い言葉を決めておくと よい。
- エ 特に要求が金銭の場合、軽々に応じたり金額の交渉に入ったりしない (犯人を増長させ第 二、第三の脅迫につながる)。

(3) 爆破予告の対応

特に企業においては、電話を受けた人物の応対とその説明が、その後の対応判断(避難の是 非判断等)を左右します。受付係など最初に電話を受ける機会が多い職員等には、焦らずに応 対し、可能な限り次のような情報を得られるよう、普段からシミュレーションを行っておくの が上策と考えます。

- ア 爆弾をどこに仕掛け、いつ爆発するか。(明確でない場合、信憑性は低い。)
- イ 相手の名前や身元につながる情報を尋ねる(ただしこだわらないこと)。
- ウ 当方の氏名、あるいは社名、事業内容等語らせるようにする(相手がこれを知らない場合、泥酔していると見込まれる場合、子供の場合などは、信憑性は低い。)
- エ 受信者はその後、速やかに責任者に対し、「受信内容、受信時刻、発信者」等を簡潔に報告 する。
- オ 責任者は、警察や大使館に通報した上で、避難の是非を判断する。避難する場合は、直ち に避難場所を選定し、落ち着いて避難するよう呼びかける。

カ 避難場所は、爆発物の持つ威力を考慮しつつ、できるだけ遠くに設定する。また、予告時刻まで余裕のない場合は、爆発物が設置されている可能性のある方向に足を向け、頭を抱えて地面に伏せる。

(参考) 爆発物の威力 (→22ページ)

IV 健康と病気

「世界の医療事情」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/phili.html) において、フィリピン国内の衛生・医療事情等を案内していますので、渡航前には必ず確認してください。

(1) 気候と健康

フィリピンは熱帯性モンスーン気候であり、年間を通して高温・多湿で、疲れがたまりがちです。また都市部では、大気汚染や室内の強い冷房等により、呼吸器感染症(上気道炎(いわゆる 風邪)、咽頭炎、気管支炎等)を繰り返す例もみられます。

日頃から無理をすることなく、十分な休養と睡眠を取ることが大切です。無理のない日程を立て、体調が優れないと感じたときは、身体に負担のかかる行動を控える等、日頃から心身の健康・体調管理を心がけてください。

(2) 水と食事

水道水は、水道管や貯水タンクの汚れ、汚物の混入等により、大腸菌等に汚染されている可能性がありますので、飲用・製氷には市販のミネラル・ウォーターの利用をお勧めします。

食品は、よく加熱し、調理後早めに食べるよう、また、生野菜や刺身等は衛生状態に信頼のおける店以外では食べないよう心がけてください。なお、市中の高級レストランでの飲食は概ね問題はありませんが、大衆食堂や屋台等では食材や食器類等の衛生管理が不十分なため、食中毒にかかる可能性が高く、注意が必要です。

(3) 注意を要する病気

ア 経口感染症(食中毒)

全土で季節に関係なく発生しています。特に、腸チフス、細菌性及びアメーバ赤痢、A型肝炎等が広範に発生していますので、飲料水や食品(特に生野菜・果物類、魚介類等)の管理・調理・摂取には、十分な注意が必要です。下痢が2~3日で止まらない場合には検査・治療が必要ですので、医療機関の受診をお勧めします。なお、フィリピンでは公衆トイレの衛生状態は悪く、一般的にトイレ後の手洗い等はあまり習慣化されていませんので、市販の消毒用ハンドジェルなどを常に携行することをお勧めします。

イ デング熱

デング熱は、年間を通じてフィリピン全土で発生しています。デング熱は病原ウイルスを持ったネッタイシマカ、またはヒトスジシマカ等に刺されることによって感染し、蚊に刺されないことが予防策となります。長袖・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、昆虫忌避剤(虫除けスプレー等)を使用する等十分な防虫対策を行うことが肝心です。感染すると、通常は激しい頭痛、眼球深部の痛み、関節痛や筋肉痛、発疹等が現れ、発熱が5日間ほど続きます。重症化すると、まれに死亡率が高いデング出血熱やデングショック症候群を発症することもありますので、感染が疑われる場合は、速やかに医療機関で受診するようにしてください。

(参考) 感染症広域情報:アジア・大洋州におけるデング熱の流行

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2017C013.html

ウ マラリア

パラワン島、カガヤン峡谷、ミンドロ島、スール一諸島及びミンダナオ島の一部の地域において感染例が認められています。デング熱同様、蚊に刺されないことで予防できますので十分な防虫対策を行ってください。これらの地域(特にパラワン島)に2週間以上滞在する場合は、抗マラリア薬の予防内服が有効とされますので、事前に専門医に相談してください。

工 住血吸虫症

住血吸虫の幼虫が含まれる水に触れることによって感染します。国土の10分の1が流行地域と言われており、池、湖沼、河川等淡水での作業・水遊び等は住血吸虫症感染の危険があります。小川、水田、道路の側溝等で作業等を行う必要がある場合は、長靴や防水服を着用する等、十分な防水(防虫)対策を講じるようにしてください。また、水遊びや遊泳は、海または適切に塩素が加えられたプールをお勧めします。

オジカウイルス感染症(ジカ熱)

ジカウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染するほか、母胎から胎児への感染、輸血や性交渉による感染リスクも指摘されています。感染しても無症状 (不顕性感染) や軽症で感染に気づきにくいこともありますが、妊娠中に感染すると胎児に小頭症等の先天性障害を来すことがあることから、妊娠中または妊娠が見込まれる方は、流行地域への渡航を可能な限り控えるなど、十分な注意が必要です。

(参考) 感染症広域情報:ジカウイルス感染症に関する注意喚起

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2018C043.html

カ HIV感染・エイズ、性感染症

フィリピンでは1984年以来11万人以上の感染者が報告されています。近年、フィリピンでは HIV感染者数が増加傾向にあり、保健省は、毎日およそ49人(2013年は13人程度)の新規感染者が 報告されているとして、公衆衛生上の危機と表明しています。正しい知識を持つとともに、節度 ある行動を心がけてください。

(4) 新型コロナウイルス関連情報

2020年3月以降、フィリピンでも猛威を振るっていた COVID-19は、2024年6月現在、新規感染者、死者数は社会的に大きな問題とはなっておらず、ほぼ従来通りの生活に戻っています。一方で入国時に Philippines Travel Information System (eTravel)の入力・提示が求められるなど、多少の影響は残っているため、常に最新の情報を得る必要があります。

また、現在フィリピンでは新型コロナウイルスに関連した行動規制はありませんが、発熱などの 体調不良時には宿舎で静養する、病院に行くなど、ご自身の健康に配慮した無理のない行動を心が けてください。

なお、新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な感染症の予防には、手洗い、うがいや換気といった基本的な対策が有効ですので、ご留意ください。

V 自然災害やテロなどの緊急事態

1 自然災害

フィリピンでは、台風、地震、火山活動等による自然災害の発生も少なくありません。直接の被害だけでなく、航空機や船などの交通機関がストップしたり、また電話やインターネットが不通となったりするなど、外部との連絡が寸断され、さらには物資の供給が十分に及ばなくなることもあります。

(1) 台風

フィリピンには、毎年台風が上陸し、全土が被害を受けています。

2013年11月に観測史上最大級の猛烈な台風30号(フィリピン名:ヨランダ)が東部ビサヤ地方に上陸し、死者・行方不明者約8千人、負傷者約2万9千人を出すなど甚大な被害をもたらしました。ミンダナオ地域でも、2021年12月に台風22号(フィリピン名:オデット)が横断し、ミンダナオ北部に甚大な被害(死者407名)をもたらしました。

台風シーズンは8月~12月頃ですが、それ以外でも大雨や集中豪雨により、道路の冠水、洪水や 土砂崩れ等の被害が発生することもあります。日本やフィリピンの気象庁等関係当局から台風の 進路を含む最新の情報を入手するよう努めてください。

(2) 地震

地震もフィリピン国内の広い地域で比較的頻繁に発生しており、2013年10月にはビサヤ地域ボホール島を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し、死者・行方不明者230人、負傷者約1千人を出すなど大きな被害をもたらしました。2023年11月には、ミンダナオ地方南東部でマグニチュード6.8の地震が、2023年12月にはミンダナオ地方北東部で、津波を伴うマグニチュード7.4の地震が発生しています。

地震発生の際には、まず頭部を守り、避難路を確保し、一旦揺れが収まったら火の元を確認し、 余震・本震に備えてください。また、直後は、津波の浸水や、土砂崩れの危険があるため、その 地域にお住まい又は滞在中の方は、速やかに安全な場所に避難してください。

(3) 火山活動

マニラ首都圏から北西約100kmにあるピナトゥボ火山が1991年に20世紀最大級と言われる大噴火を起こし(火砕流等によって死者数百名)、2013~14年にルソン島南東部・アルバイ州にあるマヨン火山が噴火して延べ6万5千人以上が避難しました。2020年1月には、ルソン島南部バタンガス州のタール山で火山活動が活発化し噴火したことから、当局は警戒レベル4(危険な噴火が差し迫った状態)に引き上げ、山頂から半径14kmの立入り禁止に加え、危険地域に居住する20万人を超える住民を退避させました。

2024年6月現在の主な火山の噴火警戒レベルは次のとおりです。

- ア レベル2(中レベルの火山不安定性)
 - カンラオン火山(ビサヤ地方ネグロス島北部・西ネグロス州)
- イ レベル1 (低レベルの火山不安定性)
 - タール火山(ルソン島南部、バタンガス州)
 - ・ブルサン火山(ルソン島南東部・ソルソゴン州)
 - ・マヨン火山(ルソン島南東部・ビコル州)
- ウレベルO(正常)
 - ・ピナトゥボ火山(ルソン島南部・パンパンガ州、タルラック州、サンバレス州の境界)

(参考) 〇日本気象庁(台風情報)

(https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#4/22.873/131.502/&elem=root&typhoon=all&contents=typhoon)

- 〇フィリピン国家災害リスク削減管理委員会 (https://www.ndrrmc.gov.ph/)
- ○フィリピン気象庁(https://pagasa.dost.gov.ph/)
- 〇フィリピン火山学・地震学研究所(https://www.phivolcs.dost.gov.ph/)

2 テロ

- (1) フィリピンでは、イスラム過激派組織であるアブ・サヤフ・グル―プ (ASG)、ダウラ・イスラミヤ (DI)、バンサモロ自由戦士 (BIFF) のほか、共産党傘下の武装組織である新人民軍 (NPA) 等の過激派組織が活動しています。
- (2) ミンダナオ地方では、1960 年代に独立運動や自治権獲得運動を展開したモロ民族解放戦線 (MNLF) や、そこから分離したモロ・イスラム解放戦線 (MILF) は、当初武装闘争路線を取っていましたが、その後、フィリピン政府との和平路線に転じました。1996 年にはフィリピン政府と MNLF は最終和平合意に達し、また、フィリピン政府と MILF の対話の結果、2018 年にバンサモロ基本法が成立し、イスラム教徒の多い地域における住民投票を経て、2019 年にバンサモロ暫定自治政府 (BTA) が発足しました。今後、2025 年の選挙を経てバンサモロ自治政府が発足する予定です。

しかし、ミンダナオ地方の中部・西部にはアブ・サヤフ・グル―プ(ASG)、ダウラ・イスラミヤ (DI) 及びバンサモロ自由戦士 (BIFF) というイスラム過激派グル―プが存在しています。国軍はこれらイスラム過激派に対する掃討作戦を実施していますが、これらのイスラム過激派はテロ活動を行っています。

共産勢力(新人民軍(NPA))は、全国各地に拠点となる支配地域(ゲリラ・フロント)を設置し、革命税を徴収するとの名目で民間企業や富裕層に対する恐喝を行ってきました。しかし、国軍が各地で掃討作戦を実施してきた結果、マルコス大統領は、2022 年 6 月にはサンボアンガ半島、同年 10 月にはダバオ地域(ダバオ市と周辺 5 州)における NPA の解体を宣言しました。

- (3) また、ミンダナオ地方では、2016 年 9 月にダバオ市で発生した爆弾テロ事件を受けて国家非常事態宣言(全土が対象)が、2017 年 5 月に発生した南ラナオ州マラウィ市におけるイスラム過激派の市街地占拠事件を受けて戒厳令(ミンダナオ地方対象)が、それぞれ発令されました。しかし、2017 年 10 月、マラウィ市周辺地域で続いていた治安部隊との衝突の終結を受け、2019年 12 月、戒厳令は解除されました。また、国家非常事態宣言についても、ミンダナオ地方の治安状況が大幅に改善されたとして、2023 年 7 月に解除されました。
- (4) ミンダナオ地方の危険レベルの高い地域と首都マニラ等の状況は異なりますが、フィリピン全土においてテロ事件や誘拐事件に巻き込まれないように注意する必要があります。

3 緊急事態対策(平素からの準備・心構え)

(1)情報収集

日頃よりフィリピンの社会情勢に関心を持ち、最新のニュースに注意するように心がけてく ださい。

大使館・総領事館からは、各種の安全対策情報を下記の方法で発信しますが、皆様におかれても、下記などを通じ、御自身による情報収集努力も怠りなきようお願いします。

〇外務省・大使館による情報発信(通称:領事メール)

緊急事態発生時に在留届・たびレジに記載・登録されたメールアドレスに自動的に送信されます。

〇メールマガジン

各種情報が自動送信されます。(大使館ホームページから御登録ください。)

〇パンフレット・資料(テロ・誘拐対策、ゴルゴ13の安全対策マニュアル、海外邦人事件簿等)

: https://www.anzen.mofa.go.jp/jikenbo/jiken_index.html

- ○大使館HP上の記事掲載: https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/
- 〇外務省海外安全HP: https://www.anzen.mofa.go.jp
- 〇NHKワールド日本語放送 (2024年4月現在)
 - ※1 日本語放送の放送時間は次のとおりです。

放送時間(UTC) 周波数
02:00-05:00 17810kHz
07:00-10:00 15280kHz
10:00-14:00 11815kHz
15:00-16:00 11815kHz
16:00-17:00 9650kHz
21:00-23:00 11965kHz

※2 インターネットによるNHKの海外向け日本語サービスは、次をご参照ください。 https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/

(2) 緊急時の連絡先・方法の整備

実際に不測の事態が起こった場合に親族や企業を含む所属団体間で迅速かつ確実に連絡がとれるよう、連絡先を共有しておき、年1回は、緊急連絡網による訓練をするようにしてください。 組織・団体に所属していない場合でも、近隣在住の知人・友人等と日頃のお付き合いを通じて、 緊急事態が発生した際の連絡先を交換しておくことと、思わぬ効果を発揮することがあります。

(3) 一般回線不通時の連絡体制の整備・検討

2013年の台風30号被害では、台風が通過した地域の通信網が完全に破壊され、しばらくの間、まったく連絡できない状況が続きました。こうした場合の対応や代替連絡手段をあらかじめ想定しておくことも重要です。(可能であれば、衛星電話、長距離無線機の購入・整備等も御検討ください。)

また、緊急連絡先は、携帯電話への登録とは別に、メモの保管を心がけるようにしてください。

(4) 緊急事態携行品、非常用備蓄品の準備(本手引き末尾のチェックリスト参照)

パスポート、現金(ペソ貨(少額額面紙幣を多めに)、外貨(米ドル、日本円等))、クレジットカード等、最小限必要なものは、直ぐ持ち出せるよう用意しておくことが大切です。インターネットが利用不可能な場合に備えて、折りたたみ式などの地図も役に立つ可能性があります。

一定期間、自宅や職場での待機が必要となる場合も想定されますので、食料・飲料水(10日~2週間分程度)、医薬品燃料、懐中電灯、ライター、ろうそく、携帯ラジオ、予備の電池、医薬品、マスク等の緊急備蓄品を、人数分準備しておくようにしてください。

(5) 避難経路・場所の確認

自宅、勤務先における避難経路や家族の避難場所、また通勤途上等における一時避難場所等をあらかじめ確認・検討するようにしてください。旅行先などでも、非常口や階段等の場所又は避難場所等を確認する癖をつけるようにしましょう。また緊急事態が発生した場合には、その発生地と自宅や滞在地等との位置関係をまず確認してください。

(6) テロの標的となりやすい施設利用時の注意

テロ組織は、世間の反響が大きく治安当局にダメージを与えやすい都市部の大型施設を標的に 選ぶ傾向があります(イベント会場、観光施設、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、 スーパーマーケット等、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、軍・警察・治安関係等政 府関連施設など)。

これら施設利用時には、客室や店舗等からの脱出・避難経路をまず確認するとともに、周囲の状況に注意し、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等安全確保に十分注意を払ってください。

また祝祭日、各種イベント等、象徴的な日、あるいは人の集まる日や場所にも注意してください。かつて、フィリピンの祝祭日にあわせて、爆破テロ事件が発生したこともあります。

(参考) 爆発物の威力

次の3つの効果があるとされています。

〇爆風効果

爆発物が爆発すると爆心から外へ衝撃波が発生し、その圧力は爆心から数メートルの 位置で 1平方センチあたり100トンにも達する。

〇焼夷効果

爆発速度の遅い火薬類が爆発すると火災が発生する。

〇破片効果

爆弾が爆発すると爆弾本体等が飛び散り、爆心から数メートルの所で秒速810m位になる。 破片が人に命中する確率は、直立していた場合を100とすると、中腰になれば66、爆心に対して直角に伏せたら33、真直ぐ伏せると15になる。

4 緊急事態発生時の対応と留意事項

滞在先で緊急事態に遭遇したら、まず冷静に行動して身の安全を確保し、その上で可能な限り速やかに滞在地を管轄する在フィリピン日本国大使館、在セブ総領事館、または在ダバオ総領事館に連絡してください。また最新情報については、下記のサイトを併せ御参照ください。

(1) 初動

緊急事態が発生した場合には、パニックに陥らないよう、現在の居場所(自宅、勤務先、外出先等)が安全かどうか、避難すべきかどうか、またどこに避難すべきか等を、落ち着いて判断してください。

特にテロなどで身近に爆発音を聞いた場合は、姿勢を低くして周囲の状況を確認し、可能であれば、出来る限り速やかにその場を離れてください(同一エリアで時間差で複数回爆発させる傾向があります)。ただし、繁華街や混み合うビル、劇場などでは、群衆が我先に出口に殺到し死傷者を増やすことがあるので、落ち着いてタイミングや経路を見極めることが必要です。また、治安当局や建物の管理者・警備担当等の指示がある場合は、冷静に指示に従いましょう。

また地震の際は、まず頭部を守り、避難路を確保し、揺れが収まったら火の元をチェックし、 余震・本震に備えてください。

(2) 安否連絡

事態を認知し、少しでも状況が把握できたら(地震の場合は、断続した大きな揺れが収まったら)、まず落ち着いて自分と家族の安否を確認し、通信可能であれば、現状を速やかに関係者 (関係者がいない場合は大使館または総領事館)に連絡してください。団体・企業に所属している場合は、できる限り団体・企業ごとに代表者を決めて大使館と連携をとるようにお願いします。

(3) 待避

ア 自発的に退避する場合

事態が悪化し、ご自身又は所属企業等の判断に基づき、自発的に帰国又は第三国へ退避する場合は、その決定及び帰国(退避)者全員の氏名を大使館に通報するようお願いいたします。 退避前の連絡が困難な場合は、退避後でも結構です。大使館では確認されるまで安否確認作業を継続しますので、御一報頂けます作業がはかどり、また状況を踏まえた情報提供が可能になります。

- イ 大使館が退避勧告等に関するメッセージを発出した場合の留意点 大使館は、緊急事態の状況に応じて、避難が必要と判断した場合には、「退避の勧告」や「退 避の可能性の検討や準備を促すメッセージ」を発出します。
- (ア)一般商用機が運航している間は、それを利用して可能な限り早急に国外に退避してください。
- (イ) 一方、臨時便を含む一般商用機の運行が停止した場合、あるいは満席で座席の留保が困難な場合には、日本政府として、チャーター商用機(航空機)、または状況によって海上のルートを利用して退避を検討することがあります。(※チャーター商用機(航空機)の利用には、本邦ないし退避先までの片道エコノミー料金を搭乗者御自身にお支払いいただくことになります。)
- ウ 大使館が緊急避難先へ避難 (集結) のメッセージを発出した場合
- (ア) 事態が切迫し、大使館から退避又は避難のための集結について指示があった場合には、緊急 時避難先に集結してください。緊急時避難先は、その都度、状況に応じて決定します。
- (イ) 退避先では、状況の推移を見ながら、しばらくの間、そこで待機する事態も想定されますので、末尾のチェックリストを参考にして非常用物資を御持参ください。(御自身や御家族の生命、身体の安全を第一に考え、携行荷物は必要最小限にするようお願いします。)

【参考】緊急時の連絡先(フィリピン国番号:63)

在フィリピン日本国大使館

住所: 2627 Roxas Boulevard, Pasay City 1300 Metro Manila, Philippines

電話:02-8551-5710 (代表)、02-8834-7508 (領事班直通)、FAX:02-8551-5785 (大使館

領事班専用)

◎邦人援護ホットライン TEL:02-8551-5786 (※) e-mail:ryoji@ma.mofa.go.jp

(参考)

在セブ日本国総領事館(Consular-General of Japan in Cebu)

電話:032-231-7321 または 032-231-7322 (代表)(※)

在ダバオ日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Davao)

電話:082-221-3100または 082-221-3200 (代表)(※)

- (※)上記いずれも平日の午前8時30分-午後5時15分。ただし、夜間、週末、祝祭日等の閉館時間 も、邦人の人命に係わる緊急案件に関しては24時間対応。
- 2 外務省領事局海外邦人安全課: +81-3-3580-3311 (外務省代表)
- 3 警察・消防・救急 (National Emergency Hotline): 911 診療救急 (フィリピン赤十字): 143
- 4 マニラ首都圏(市外局番02:ただし※印の番号には不要)
- (1)警察署
- ア マニラ首都圏共通 :911※又は117※ (日本の110番、119番に相当)
- イ マカティ市 :168※
- ウ タギッグ市 (BGC) :8642-2060、8642-3582 (Tel/Fax)
- (2)病 院(一部を除き、24時間受付可能な救急外来を有する)

ア マニラ市

- ・メディカル・センター・マニラ (Medical Center Manila): 8523-8131~65 (内線 2057 または 2058)、8522-3899
- ・マニラ・ドクターズ・ホスピタル (Manila Doctors Hospital): 8558-0888、8558-0797、8558-0798

イ マカティ市

- ・マカティ・メディカル・センター (Makati Medical Center): 8888-8999 (ジャパニーズ・ヘルプ・デスク: 8817-1289、0917-716-9007※)
- ・マニラ日本人会診療所(受付時間外は対応不可): 8818-0880、0915-328-9257※
- ウ タギッグ市 (BGC)
- ・セント・ルークス・メディカル・センター (St. Luke's Medical Center): 8789-7700 (ジャパニーズ・ヘルプ・デスク: 8817-1289、0917-592-5732※)
- エ パサイ市
- ・サン・ファン・デ・ディオス・ホスピタル (San Juan De Dios Hospital): 8831-9731~9736 オ ケソン市
- ・セント・ルークス・メディカル・センター (St. Luke's Medical Center): 8723-0101

カ アラバン (モンテンルパ)

・アジアン・ホスピタル・メディカル・センター (Asian Hospital and Medical Center): 8771-9000 (ジャパニーズ・ヘルプ・デスク: 8817-1289、0917-819-5461※)

(3)消防

ア マニラ地区(指令センター):8527-3653 / 8527-3627

イ マカティ地区 : 8818-5150 / 8816-2553 / 8844-3313

ウ タギッグ (BGC) 地区 : 8837-0740 / 8837-4496

エ パサイ地区 : 8844-2120 / 8843-6523 オ ケソン地区 : 8924-1922 / 8330-2344

(4) フィリピン観光省(ツーリスト・インフォメーション・センター) : 8459-5200 (loc. 101、102)

【参考】緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) パスポート
□ 6か月以上の残存有効期間があること
□ 最終ページの「所持人記載欄」に必要事項を記入してあること
(2)現金及び貴重品(貴金属、預金通帳、クレジットカード等)
□ 家族全員が10日程度生活するのに必要なペソ貨(少額な額面のものを含む)
□ 外貨(米ドル、日本円等)
(3)自動車
□ 常時整備しておく
口 十分な燃料の確保
□ 懐中電灯、地図、ティッシュペーパー、レジャーシート等
□ 自動車を所有していない方は、近くに住む自動車を持つ方と平素から連絡を取り、必要な
場合、同乗できるように相談しておく
(4) その他携行品
□ 携帯電話及び充電器(予備の電池があるとなおよい。)
□ パソコン(避難した場合には、避難先で電源が確保されない、電力が安定的に継続して供
給されないことが十分想定されることをあらかじめ御留意ください。
□ 衣類、着替え(長袖、長ズボンが望ましい。動きやすく、殊更人目を引くような華美なも
のではないもの。麻、綿等吸収性、耐暑性に富む素材が望ましい。)
□ 履物(動きやすく靴底の厚い頑丈なもの。運動靴が望ましい。)
□ 洗面用具(タオル、歯磨きセット、石鹸等)
□ 非常用食糧等(家族が当分の間(2週間間程度)、自宅待機する場合を想定して、米、調味
料、缶詰類(及び缶切り)、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラル・ウォータ
一等。自宅から他の場所へ避難する際には、この中から缶詰類、インスタント食品、粉ミル
ク、ミネラル・ウォーター、大型の水筒等を携行するようにしてください。)
□ 医薬品、生理用品等(医薬品は、家族用常備薬の他、外傷薬、衛生綿、包帯、絆創膏、手
指消 毒 液等)
□ その他(ラジオ、電池類、マスク、安全ピン、万能ナイフ、懐中電灯(ヘッド・ランプ)、
ライター(ターボ・ライター)、マッチ、ろうそく、ナイフ、缶切り、紙製の食器、割り箸、
食品用ラッピング・フィルム、ビニール袋、トイレット・ペーパー、布製ガムテープ、固形
燃料、簡単な炊事用具、防災頭巾(頭をカバーできるもの)、緊急連絡先リスト(住所、電調
番号)、市販されている居住地の地図等)